

伊勢崎市文化財保護課所管施設長寿命化計画

(個別施設計画)

(案)

令和2年2月策定

(令和7年 月改訂)

目次

第1章 計画策定の目的	・・・・・・・・・・	1
第2章 計画期間、対象施設		
1 計画期間	・・・・・・・・・・	1
2 対象施設	・・・・・・・・・・	2
第3章 現状と課題		
1 現状	・・・・・・・・・・	3～4
2 課題	・・・・・・・・・・	5
第4章 対策の優先順位の考え方	・・・・・・・・・・	6
第5章 個別施設の状態等	・・・・・・・・・・	7～15
第6章 対策内容、実施時期、費用	・・・・・・・・・・	16～21
第7章 今後の対応方針	・・・・・・・・・・	21

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を平成28年8月に策定、令和4年3月に改訂し、伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」のうち文化財保護課所管施設について、文部科学省の「インフラ長寿命化計画(行動計画)(平成27年3月策定・令和3年3月改訂)」を踏まえ、今後の具体的な対応方針を取りまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置付けられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和32年度までとし、以下の計画期間に区分をします。

- ①短期：令和7年度から令和11年度まで（5年間）
- ②中期：令和12年度から令和16年度まで（5年間）
- ③長期：令和17年度から令和32年度まで（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有する文化財保護課所管施設のうち、規模の小さい建物（概ね100㎡未満の物）と文化財的保存を検討していく施設を除いた建物を対象とします。

文化財保護課所管施設一覧

地区	施設名	所在地	棟名称	構造	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数
東	あずま文化財収蔵庫	田部井町三丁目 2090	倉庫	S	211	H6	30
東	あずま文化財第二収蔵庫	東小保方町3237-7	(※)倉庫	—	94	H7	29
境	境文化財収蔵庫	境323-1	倉庫	R C	345	S29	70
境	境文化財整理室	境下武士389-1	倉庫	S	132	H元	35
			(※)本館	—	481	S11	88
境	境第三収蔵庫	境萩原1739-1	倉庫	S	342	S44	55
赤堀	赤堀歴史民俗資料館	西久保町二丁目98	本館	R C	1,140	S59	40
北	文化財保護課倉庫	曲輪町24-36	倉庫1	W	167	S34	65
			倉庫2	R C	130	S37	62
境	旧境島小学校（田島弥平旧宅案内所）	境島村1968-40	旧校舎 (案内所)	R C	1,080	H4	32
東	あずま文化財第三収蔵庫	東町2657-2	倉庫	W	170	S51	48
三郷	お富士山古墳所在長持石棺収蔵庫	安堀町799	(※)収蔵庫	—	11	H14	22
東	あずま文化財第四収蔵庫	東町2670-1	(※)倉庫	—	72	S63	36
宮郷	旧森村家住宅	連取町377-1	(※)主屋	—	540	M9	148
			(※)付属屋	—	245	M9	148
北	旧時報鐘楼	曲輪町28-23	(※)鐘楼	—	13	T4	109
合計	13施設	—	—	—	3,717 (5,173)	—	—

(※)本計画対象外の建物

注：境第三収蔵庫については、R6.4.1付けで学校教育課より移管

第3章 現状と課題

1 現状

本市が所有する文化財保護課所管施設は令和4年度末において、事務所兼展示施設である赤堀歴史民俗資料館と旧境島小学校（田島弥平旧宅案内所）のほかは文化財資料保管施設9施設（あずま文化財収蔵庫、あずま文化財第二収蔵庫、境文化財収蔵庫、境文化財整理室（本館・倉庫）、境第三収蔵庫、文化財保護課倉庫、お富士山古墳長持石棺収蔵庫、あずま文化財第三収蔵庫、あずま文化財第四収蔵庫）、指定文化財2施設（旧森村家住宅、旧時報鐘楼）です。

このうち、あずま文化財第二収蔵庫、お富士山古墳長持石棺収蔵庫、あずま文化財第四収蔵庫の3施設は小規模（100㎡未満）の施設であるため本計画から除外をしました。さらに境文化財整理室（本館）は昭和11年に建築された旧剛志村役場であり、その外観を含めて今後、地域の歴史を物語る建物として文化財的保存を検討すべき建物あり、また指定文化財2施設についても保存管理計画を策定し、確実に次世代に継承をする必要があるため本計画から除外しました。

以上の結果、本計画の対象となる施設は事務所兼展示室が赤堀歴史民俗資料館、旧境島小学校（田島弥平旧宅案内所）の2施設、文化財資料保管施設があずま文化財収蔵庫、境文化財収蔵庫、境文化財整理室（倉庫）、境第三収蔵庫、文化財保護課倉庫、あずま文化財第三収蔵庫の6施設、合計8施設9棟、床面積3,717㎡を対象とします。

本計画で対象とする施設については、昭和30年代以前に建てられたものが3棟と全体33.3%を占めており、また大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過したものが8棟と全体の88.9%を占めています。

配置を見ると、事務所兼展示施設は、赤堀歴史民俗資料館が赤堀地区に、旧境島小学校が境地区に配置されています。このうち旧境島小学校は廃校後、旧校舎の一部を田島弥平旧宅案内所とし利活用しており、世界遺産「田島弥平旧宅」から約300mに位置し、ガイドンス施設としておよそ適切な配置となっています。

また、文化財資料保管施設は、北地区1施設、東地区2施設、境地区3施設と市内に散在している状況です。

対象施設配置状況図



2 課題

老朽化の進んでいる施設で大規模改修の実績のないものについては、効果的な改修を行うことにより、長寿命化を進めて更新費の縮減を図る必要があります。

また、文化財保護課所管施設では、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に確実に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて、市民をはじめ、広くその価値を周知するために展示し、活用する必要があります。単に劣化した建物や設備を建築時の状態に戻すだけでなく、市内に散在している文化財資料を集約できるものとすることで、機能や性能を現在の文化財資料保管施設や展示施設に求められている水準にまで引き上げ、安心・安全な施設環境を整える対策が重要となります。

高齢者や児童生徒の利用が多い施設の改修や更新の際は、バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れる必要があります。

また、文化財収蔵庫の新築と他の公共施設を活用し、文化財の価値・魅力を発信できるよう包括的な施設整備が肝要であります。

更新の際は、民間活力の活用を視野に入れ、効率的な運営を図る必要があります、また、「第3次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を図る必要があります

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、棟ごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

棟ごとの重要性については、設置の目的や用途、建物の状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物（棟）
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物（棟）
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要でない建物（棟）

老朽化度

「事務所兼展示施設」、「文化財資料保管施設」

- A…建築後又は大規模改修後、経過年数が法定耐用年数の半分以下の建物
- B…建築後又は大規模改修後、経過年数が法定耐用年数の半分を超え法定耐用年数未満の建物
- C…建築後又は大規模改修後、経過年数が法定耐用年数を超える建物

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は老朽化度が高い建物から優先的に対策を講じます。また、重要性がBの建物は老朽化度を考慮のうえで他との統合や複合化を含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状況等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえで文化財保護課所管施設について、施設毎の状態を示し、次に、平成28年度からこれまでの対策を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものであり、利用状況及びコストは令和4年度実績となっております。

・赤堀歴史民俗資料館

本施設は、博物館法外の資料館ですが、高齢者や児童生徒の利用が多い施設です。今後も郷土教育の施設として、知識やノウハウを蓄積し、質の高い運営を図り、教育・学術及び文化の発展に寄与する必要があることから重要度はAとなっております。また建築後の経過年数が40年のため、老朽化度はBとなっております。

施設名称	赤堀歴史民俗資料館
設置目的・機能	伊勢崎市赤堀歴史民俗資料館条例に基づき、郷土の歴史及び民俗に関する市民の理解を深め、教育・学術及び文化の発展に寄与する目的として設置。
運営形態	直営
棟名称	本館
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和59年度（1984）
経過年数	40年
法定耐用年数	50年
利用状況	6,608人
コスト	1,402円/人
大規模改修	無
劣化・損傷	内壁に損傷がみられる。
重要度	A
老朽化度	B

維持管理経費 3か年平均（円） （R2～R4）	9,240,911円/年
-------------------------------	--------------

・旧境島小学校（田島弥平旧宅案内所）

本施設は、博物館法外の資料館ですが、高齢者や児童生徒の利用が多い施設です。今後も郷土教育の施設として、知識やノウハウを蓄積し、質の高い運営を図り、教育・学術及び文化の発展に寄与する必要があることから重要度はAとなっています。また建築後の経過年数が32年のため、老朽化度はBとなっています。

施設名称	旧境島小学校(田島弥平旧宅案内所)
設置目的・機能	伊勢崎市田島弥平旧宅案内所条例に基づき、世界文化遺産として登録された富岡製糸場と絹産業遺産群の構成資産である田島弥平旧宅及び境島村地区の歴史的及び文化的価値について、市民及び来訪者の理解を深めるため、情報発信の拠点として設置
運営形態	直営
棟名称	旧校舎（案内所）
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	平成4年度（1992）
経過年数	32年
法定耐用年数	50年
利用状況	2,848人
コスト	1,266円/人
大規模改修	平成30年度
劣化・損傷	内壁及び外壁に損傷がみられる。
重要度	A
老朽化度	B

維持管理経費 3か年平均（円） （R2～R4）	4,426,048円/年
-------------------------------	--------------

・あずま文化財収蔵庫

本施設は、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて市民を始め広くその価値を周知するために、展示し、活用する必要はあるが手狭なため重要度はBとなっています。また建築後の経過年数が法定耐用年数を過ぎる30年のため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	あずま文化財収蔵庫
設置目的・機能	先人たちが残した文化財資料は郷土文化の理解や学術研究と教育に活用すべき重要な資料であり確実に未来へ伝承するために設置。
運営形態	直営
棟名称	倉庫
構造	鉄骨造
建築年度	平成6年度(1994)
経過年数	30年
法定耐用年数	24年
利用状況	—
コスト	—
大規模改修	無
劣化・損傷	内壁及び外壁に損傷がみられる。
重要度	B
老朽化度	C

維持管理経費 3か年平均(円) (R2~R4)	328,801円/年
-------------------------------	------------

・境文化財収蔵庫

本施設は、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて市民をはじめ広くその価値を周知するために展示し、活用する必要はあるが手狭なため重要度はBとなっています。また建築後の経過年数が法定耐用年数を過ぎる70年のため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	境文化財収蔵庫
設置目的・機能	先人たちが残した文化財資料は郷土文化の理解や学術研究と教育に活用すべき重要な資料であり確実に未来へ伝承するために設置。
運営形態	直営
棟名称	倉庫
構造	鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和29年度（1954）
経過年数	70年
法定耐用年数	38年
利用状況	—
コスト	—
大規模改修	無
劣化・損傷	内壁及び外壁に損傷がみられ、雨漏りもみられる。
重要度	B
老朽化度	C

維持管理経費 3か年平均（円） （R2～R4）	8,914円/年
-------------------------------	----------

・境文化財整理室

本施設は、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて市民をはじめ広くその価値を周知するために、展示し、活用する必要はあるが手狭なため重要度はBとなっています。また建築後の経過年数が法定耐用年数を過ぎる35年のため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	境文化整理室
設置目的・機能	先人たちが残した文化財資料は郷土文化の理解や学術研究と教育に活用すべき重要な資料であり確実に未来へ伝承するために設置。
運営形態	直営
棟名称	倉庫
構造	鉄骨造
建築年度	平成元年度（1989）
経過年数	35年
法定耐用年数	31年
利用状況	—
コスト	—
大規模改修	無
劣化・損傷	折板屋根にサビがみられる。
重要度	B
老朽化度	C

維持管理経費 3か年平均（円） （R2～R4）	778,653円/年
-------------------------------	------------

・境第三収蔵庫

本施設は、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて市民を始め広くその価値を周知するために、展示し、活用する必要はあるが手狭なため重要度はBとなっています。また建築後の経過年数が法定耐用年数を過ぎる55年のため老朽化度はCとなっています。

施設名称	境第三収蔵庫
設置目的・機能	先人たちが残した文化財資料は郷土文化の理解や学術研究と教育に活用すべき重要な資料であり確実に未来へ伝承するために設置。
運営形態	直営
棟名称	倉庫
構造	鉄骨造
建築年度	昭和44年(1969)
経過年数	55年
法定耐用年数	34年
利用状況	—
コスト	—
大規模改修	無
劣化・損傷	天井剥がれ、外壁のクラック、床材の剥がれ・亀裂
重要度	B
老朽化度	C

維持管理経費 3か年平均(円) (R2~R4)	1, 115, 594円/年
-------------------------------	----------------

・文化財保護課倉庫

本施設は、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて市民を始め広くその価値を周知するために、展示し、活用する必要はあるが手狭なため重要度はBとなっています。また建築後の経過年数が倉庫1・倉庫2共に法定耐用年数を過ぎているため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	文化財保護課倉庫	
設置目的・機能	先人たちが残した文化財資料は郷土文化の理解や学術研究と教育に活用すべき重要な資料であり確実に未来へ伝承するために設置。	
運営形態	直営	
棟名称	倉庫1	倉庫2
構造	木造	鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和34年度(1959)	昭和37年度(1962)
経過年数	65年	62年
法定耐用年数	15年	38年
利用状況	—	—
コスト	—	—
大規模改修	無	無
劣化・損傷	外壁及び内壁にクラックが多くみられ天井材の剥がれも数カ所あり雨漏りも確認できる。	内壁にクラックが多数あり大きなクラックも数カ所確認され天井材の剥がれもあり、雨漏りも確認できる。
重要度	B	B
老朽化度	C	C

維持管理経費 3か年平均(円) (R2~R4)	604,924円/年
-------------------------------	------------

・あずま文化財第三収蔵庫

本施設は、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて市民を始め広くその価値を周知するために、展示し、活用する必要はあるが手狭なため重要度はBとなっています。また建築後の経過年数が法定耐用年数を過ぎる48年のため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	あずま文化財第三収蔵庫
設置目的・機能	先人たちが残した文化財資料は郷土文化の理解や学術研究と教育に活用すべき重要な資料であり確実に未来へ伝承するために設置。
運営形態	直営
棟名称	倉庫
構造	木造
建築年度	昭和51年度(1976)
経過年数	48年
法定耐用年数	22年
利用状況	—
コスト	—
大規模改修	無
劣化・損傷	外壁及び内壁にクラックが部分的にみられる。
重要度	B
老朽化度	C
維持管理経費 3か年平均(円) (R2~R4)	0円/年

〈平成28年度からの取組〉

建物等の大規模改修事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額(円)	延床面積(m ²)
平成30年度	旧境島小学校(田島弥平旧宅案内所)	一部内装の改修及び耐震補強工事	22,420,800	1080の内390

設備等の更新事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額(円)	延床面積(m ²)
平成28年度	赤堀歴史民俗資料館	空調設備の設置工事	21,600,000	
平成29年度	赤堀歴史民俗資料館	下水道の接続工事	7,268,400	
平成30年度	旧境島小学校(田島弥平旧宅案内所)	一部空調及び給排水設備の改修工事	10,432,800	
平成30年度	旧境島小学校(田島弥平旧宅案内所)	一部防犯防災設備の改修及び照明設備のLED化工事	7,873,200	
令和元年度	赤堀歴史民俗資料館	照明設備のLED化工事	2,896,560	
令和2年度	赤堀歴史民俗資料館	照明設備のLED化工事	1,089,000	
令和3年度	旧境島小学校(田島弥平旧宅案内所)	受変電設備の更新工事	1,199,000	
令和3年度	赤堀歴史民俗資料館	照明設備のLED化工事	1,287,000	
令和5年度	赤堀歴史民俗資料館	女子トイレ洋式化等工事	1,155,000	

文化財保護課所管施設については、平成28年度から上記の対策事業を実施してきました。

第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の建物の対策内容や実施時期、及び対策費用について棟ごとに示します。

対策内容	更新の考え方
建替え	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建て替えの必要がある場合に採用します。
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、当初水準以上に機能を向上させる建物に関する改修工事（長寿命化工事を含む）、社会的水準を満たすための改修工事及び設備機器の更新工事等の大規模改修の必要がある場合に採用します。
統合	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、類似施設と機能集約する場合に採用します。他の施設に統合される場合、当該建物は原則として取壊しとなります。
複合化	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、異なる施設区分の建物と機能集約する場合に採用します。他の施設に複合化される場合、当該建物は原則として取壊しとなります。
用途変更（転用）	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建物を他の施設区分の用に利用することができる場合に採用します。
貸付	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建物を他の施設区分の用に利用することができないが、市として施設を所有する必要がある場合に採用します。
譲渡・売却	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、建物を他の施設区分の用に利用することができず、市として施設を所有する必要がない場合に採用します。
取壊し	現在ある施設の運営を継続する必要がない場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、用途変更や譲渡・売却、貸付ができない場合に採用します。

赤堀歴史民俗資料館

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
赤堀歴史民俗資料館 (本館)	1984 昭和59年度	1140	A	B	大規模改修 (屋根、外壁、内 壁、床、トイレ、照 明設備、空調設備、 昇降設備、展示設 備、特別展示室増 床、長寿命化)			1680	376,200

赤堀歴史民俗資料館は、建築後40年が経過し老朽化も進んでいるが、利用者の年代幅が広くニーズも高いため、施設運営を継続する必要があることを踏まえ、法定耐用年数は令和16年に迎えるが長寿命化工事、大規模改修工事や計画的な修繕を実施し、施設機能を維持向上することで使用目標年数を令和46年までとします。

法定耐用年数を超えて使用するために不可欠となる大規模改修工事として、令和9～10年度に外壁・屋根・防水等の性能を向上させ、床や内壁、トイレ・照明・空調・防災設備や展示設備・燻蒸庫等の設備機器の整備や更新、非構造部材の耐震化と併せて、手狭となっている展示スペースの拡充を行い展示施設としての機能の向上を図ります。さらに脱炭素化やユニバーサルデザイン、バリアフリー化を取り入れた整備とし、来場者の増加を図るとともに、市内唯一の博物館施設として情報発信を行う機能の維持向上を行います。

また、令和46年の使用目標年数まで使用するために必要な定期点検・検査を行いながら予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。

旧境島小学校（田島弥平旧宅案内所）

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
旧境島小学校 (田島弥平旧宅案内所)	1992 平成4年度	1080	A	B			大規模改修 (屋根、外壁、内 壁、床、トイレ、展 示設備、空調設備、 電気設備、史資料保 管施設の設置)	1080	302,400

旧境島小学校は、建築後32年が経過し老朽化も進んでいるが、旧校舎の一部を改修し、田島弥平旧宅案内所として平成30年9月より利用をされており、利用者の年代幅が広くニーズも高いため、施設運営を継続する必要があることを踏まえ、法定耐用年数は令和24年に迎えるが長寿命化工事、大規模改修工事や計画的な修繕を実施、施設機能を維持することで使用目標年数を令和54年までとします。

法定耐用年数を超えて使用するために不可欠となる大規模改修工事として、令和18～19年度に外壁・屋根・防水等の性能を向上させ、床や内壁、トイレ・照明・空調・防災設備や展示設備等の設備機器の整備や更新、非構造部材の耐震化等と併せて脱炭素化やユニバーサルデザイン、バリアフリー化を取り入れた整備とし、案内所としての機能の向上を図ります。さらに世界遺産「田島弥平旧宅」に残されている養蚕道具や文書類の外、整備で発生する部材等は、田島弥平旧宅の本質的価値に関連する貴重な資料であるため、これらを適切に保存できる環境も併せて整備をします。

また、建築後60年目の使用目標年数まで使用するために必要な定期点検・検査を行いながら予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。

あずま文化財収蔵庫

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
あずま文化財収蔵庫 (倉庫)	1994 平成6年度	211	B	C		統合	取壊し	0	4,649

あずま文化財収蔵庫は、建築後30年を経過し法定耐用年数も6年過ぎたことから、機能については新築する文化財収蔵庫に統合します。

境文化財収蔵庫

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
境文化財収蔵庫 (倉庫)	1954 昭和29年度	345	B	C		統合	取壊し	0	7,602

境文化財収蔵庫は、建築後70年を経過し法定耐用年数も32年過ぎたことから、機能については新築する文化財収蔵庫に統合します。

境文化財整理室

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
境文化財整理室 (倉庫)	1989 平成元年度	132	B	C		統合	取壊し	0	2,909

境文化財収蔵庫は、建築後 35 年を経過し法定耐用年数も 4 年過ぎたことから、機能については新築する文化財収蔵庫に統合します。

境第三収蔵庫

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
境第三収蔵庫 (倉庫)	1969 昭和 44 年度	342	B	C		統合	取壊し	0	7,536

境第三収蔵庫は、建築後 55 年を経過し法定耐用年数も 21 年過ぎたことから、機能については新築する文化財収蔵庫に統合します。

文化財保護課倉庫

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
文化財保護課倉庫 (倉庫 1)	1959 昭和 34 年度	167	B	C		統合	取壊し	0	1,441
文化財保護課倉庫 (倉庫 2)	1962 昭和 37 年度	130	B	C		統合	取壊し	0	2,865

文化財保護課 倉庫 1 は、建築後 65 年を経過し法定耐用年数も 50 年過ぎており、倉庫 2 は、建築後 62 年を経過し法定耐用年数も 24 年過ぎていることから、機能については新築する文化財収蔵庫に統合をします。

あずま文化財第三収蔵庫

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R11 年度	R12年度～R16 年度	R17年度～R32 年度		
あずま文化財第三収蔵庫 (倉庫)	1976 昭和 51 年度	170	B	C		統合	取壊し	0	1,467

あずま文化財第三収蔵庫は、建築後 48 年を経過し法定耐用年数も 26 年過ぎたことから、機能については新築する文化財収蔵庫に統合します。

(仮称) 新文化財収蔵庫

施設名称	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化 度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7年度～R 11年度	R12年度～ R16年度	R17年度～ R32年度		
(仮称) 新文化 財収蔵庫						統合		5,000	1,250,000

新築する文化財収蔵庫については、市内11カ所に分散されている文化財資料保管施設の統合を検討します。

文化財保護課収蔵庫は、郷土に残る貴重な歴史資料を次世代に残していくため、資料の現状を損なうことなく保管管理をし、その資料を用いて市民をはじめ広くその価値を周知するために、展示活用しなければなりません。

現在、文化財資料は、発掘調査による考古学資料が収納箱約15,000箱の外、多くの調査資料や市民の皆様より寄贈された民具等が、あずま文化財収蔵庫、境文化財収蔵庫、境文化財整理室(倉庫)、境第三収蔵庫、文化財保護課倉庫、あずま文化財第三収蔵庫の外、赤堀歴史民俗資料館など全10施設に分散し保存されています。特に考古学資料は、道路築造や住宅造成などに伴う開発事業の進展にあわせ毎年約90箱ずつ増加しており、各施設は手狭なことから展示活用行うことが叶わない状況になっています。

また、あずま文化財収蔵庫、境文化財収蔵庫、境文化財整理室、境第三収蔵庫、文化財保護課倉庫、あずま文化財第三収蔵庫は既に法定耐用年数を超過しており、その中に保管されている貴重な文化財資料の破損等が懸念されます。

これらの状況を踏まえて、新築する文化財収蔵庫を「文化財の拠点」と位置付け、貴重な文化財資料の展示活用と収蔵のための環境整備を行うことにより、現在11カ所に分散されている文化財資料保管施設の統合を検討します。

※点検・診断及び修繕は、適宜実施します。

※対策費用については、短期(令和7年度～令和11年度)については、主に業者見積金額を計上しております。中期・長期(令和12年度～令和32年度)及び業者見積によらない場合は、国土交通省の令和5年度新営予算単価や施設特別整備(特別修繕)単価また、文化庁の「社会教育施設(博物館)のインフラ維持管理・更新費の見通し」を参考に各施設において積算単価を設定し、試算しております。

(大規模改修:RC造(300,000円/㎡)、取壊し:RC造(20,030円/㎡)、コンクリートブロック造(16,450円/㎡)、木造(7,840円/㎡)、新築:RC造(250,000円/㎡)等)

※詳細設計については、費用は計上していません。

※対策費用はすべて一般財源としての試算となっておりますが、対策実施の際には、国・県の補助金や交付金、地方債及び基金の活用について検討し、適宜有利な財源を確保して実施します。

第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取組として「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取組を進めることとしています。

本計画では、令和3年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性の低い建物については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の長寿命化を図ります。
- ・建替え、大規模改修に当たっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入や「第3次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を検討するとともに、民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等に当たっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直ししていくこととします。

伊勢崎市文化財保護課所管施設長寿命化計画
(個別施設計画)

令和2年2月策定

令和7年 月改訂

本計画策定課

教育部文化財保護課

電話：0270-75-6672